

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部
を改正する条例のあらまし

- 1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正され、有期契約労働者の育児休業の取得要件が緩和されたことに伴い、非常勤職員の育児休業に係る要件を緩和します。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、職員の育児休業の承認の対象となる子に、養育里親としての職員に委託された子を追加します。
- 3 四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴い、職員の育児休業又は育児短時間勤務の承認等に関する経過措置を定めます。
- 4 この条例は、公布の日及び平成29年4月1日から施行します。